

一時預かり  
病児・病後児保育

私設保育施設  
(企業主導型保育事業を除く)

ファミリー・  
サポート・センター

を利用する方へ



# 令和7年度下半期 幼児教育・保育の無償化に伴う 施設等利用費の給付について

## 1 給付の対象

【対象者】 施設等利用給付認定(2・3号認定)を受けている児童の保護者  
施設を利用する前に、「子育てのための施設等利用給付認定」の申請が必要です。

必要な書類は、右の二次元コードから御確認ください。

【対象施設】 市町村から確認を受けた無償化対象施設  
各市町村のホームページで公開しております。

【対象費用】 認定期間内に利用した利用費(保育料)  
実費徴収(入園料、給食費、延長保育料等)は対象外です。



認定申請書類 様式



厚木市内  
無償化対象施設

## 2 必要書類

### (1) 施設等利用費交付申請兼請求書

申請兼請求者の氏名は、認定通知書に記載されている保護者名を記入してください。

### (2) 特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書兼支払額証明書

施設から交付を受けてください。(ファミリー・サポート・センターを利用した場合は、活動報告書)



請求書類 様式

## 3 請求受付期間

### 【請求受付期間】

○令和7年10月分～令和8年3月分の請求は令和8年4月6日(月)までに、厚木市保育課へ御提出ください。(郵送可)

※施設等からの証明書等の交付が遅れた等の理由により、請求書の提出が受付期間を過ぎてしまった場合も給付は受けられます。ただし、各月の利用費の請求権は利用月の翌月1日から2年間です。

## 4 給付金額

【3～5歳児クラスのこども】 月額37,000円まで

【0～2歳児クラスの住民税非課税世帯のこども】 月額42,000円まで

認定期間内の利用費が対象です。上記の上限額と、施設に支払った利用費を比較して、低い方の金額を給付します。

※ 複数の施設を利用した場合は、それぞれの施設に支払った利用費の合計金額を、上記の上限額と比較して、低い方の金額を給付します。

※ 途中で認定期間が開始・終了または市町村間を転出入する場合は、日割り計算を行います。該当される方は事前に御相談ください。

## 5 給付までの流れ

- ①施設等利用給付認定の申請をする。
- ②市から交付された認定通知書を、利用している施設に提示する。
- ③利用している施設へ利用費を支払う。
- ④施設から「特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書兼支払額証明書」(ファミリー・サポート・センターの場合は「活動報告書」)を受け取る。
- ⑤必要書類を揃え、市に利用費の請求をする。
- ⑥市から保護者へ利用費を給付する。

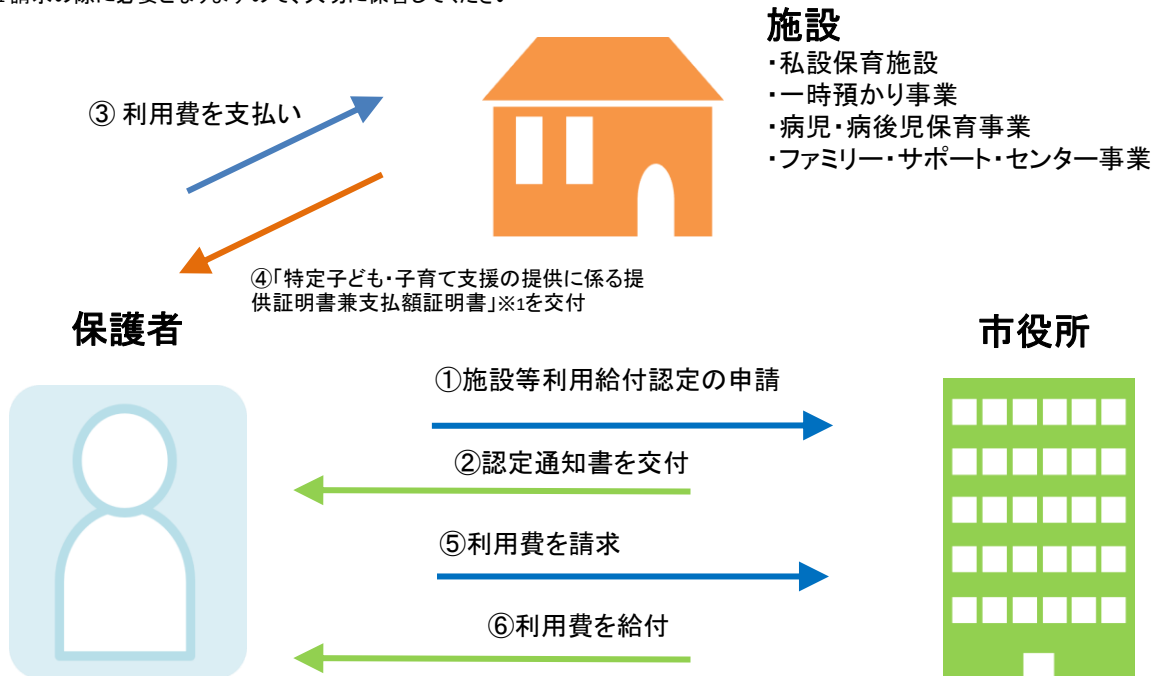
※ 申請から振込まで1か月程度かかります。書類に不備等があると、遅れが生じることがあります。

※ 申請の内容が事実と異なる場合は、利用費を給付できないことがありますので御注意ください。

※ 書類は原本を提出してください。また、提出された書類は返却できません。

### 手続きのイメージ

※1 請求の際に必要なとなりますので、大切に保管してください



### 無償化に関する問い合わせ

【私設保育施設、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター、わたぐもの一時預かり】

保育課(厚木市役所第二庁舎3階)

TEL:046-225-2231

【幼稚園・認定こども園の預かり保育】

こども育成課(厚木市役所第二庁舎3階)

TEL:046-225-2262